

2019（平成31）年度SNSを活用した相談事業委託業務仕様書

1 委託事業の名称

2019（平成31）年度SNSを活用した相談事業委託業務

2 委託期間

2019年4月1日（月）から2020年3月31日（火）まで

3 業務場所

受託者が設置する相談室

4 目的

本委託事業は、三重県のいじめ等相談対応用LINE@アカウントを用いて相談窓口を開設し、6（1）ウに定める対象者からのいじめ等の相談、通報への相談対応業務を行うことを目的とする。

5 契約上限額

9,525,600円（消費税及び地方消費税を含む）

契約上限額には以下の費用も含むこと

ア SNS相談用システム*費用

イ 三重県のいじめ等相談対応用LINE@アカウントの開設費および使用料

*同時に複数の相談に対応でき自動返信、数値解析の機能を有するシステム。併せて、三重県において常時相談対応の閲覧が可能であること。

6 委託業務の内容

(1) 相談対応業務

ア 実施期間

2019年4月1日（月）から2020年3月31日（火）までの間の三重県の休日以外（以下、「平日」と言う。）に実施する。

イ 相談受付時間

実施期間中の午後5時から午後9時まで

ウ 対象者

三重県内の全ての中学生及び高校生（義務教育学校、特別支援学校、私立学校、国立学校、高等専門学校の生徒を含む）概ね104,000人

エ 相談内容

いじめをはじめとする様々な悩みに関する事項

オ 相談方法

(ア) 実施期間中、三重県のいじめ等相談対応用LINE@アカウントあてに対象者から送信されるいじめ等の相談、通報に関するメッセージに対し、LINEを利用したいじめ等の相談の対応に必要な知識と経験を有する相談員を配置し、適切に対応する。

(イ) 相談受付時間外や同時に複数の相談、通報が来た場合等、すぐに相談対応がで

きない場合は、自動返信機能を用いて、相談者に対してその旨及びその際の対応を分かりやすく伝える。

カ 相談体制

(ア) 業務責任者の配置

受託者は、受託業務を円滑に運営するため、当委託業務の責任者を1名以上配置し、内部における責任体制を構築すること。

(イ) 相談員の資格

相談員は、以下の基準のいずれかを満たす者とする。

a 臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、学校心理士、公認心理師の資格を有する者

b 教育又は児童福祉に関する相談業務の経験を有する者

c 学校教育法に基づく大学又は大学院において臨床心理学又はそれに準ずる心理臨床に関する分野を修了した者

(ウ) 相談員の配置

受託者は、相談対応時間中、相談員を1名以上配置すること。また、相談対応時間中、相談員に加えて、相談員に対して助言等を行うことができるスーパーヴァイザーを相談室内に配置すること。

(エ) スーパーヴァイザーの選任基準

(イ) の相談員の資格のうち、a 又は b の条件を満たす者とする。

(オ) 業務責任者等の名簿等の提出

業務責任者の職と氏名、相談員の資格や相談経歴がわかる資料及び相談員の配置体制がわかる資料を提出すること。名簿について変更が生じる場合は、事前かつ速やかに変更内容を提出すること。

(カ) 相談環境

- ・業務を実施するにあたり、必要となるアカウントを取得するために、LINE との契約を行うこと。
- ・受託者は、受託者が設置した相談室にSNS相談用システムを導入し、相談環境を構築すること。

(キ) 守秘義務の徹底

別記『2019（平成31）年度SNSを活用した相談事業業務委託』における個人情報取り扱いに関する特記事項に基づき、守秘義務を徹底すること。

キ 相談室の設備

SNS相談に使用するパソコン等の設備を設置するとともに、相談内容が外部に漏れることのないようにすること。また、SNS相談室の設備の状況がわかる資料を提出すること。

ク 相談員の研修

受託者は、相談員に対する研修を実施し、いじめ等の悩みに関する相談に係る資質向上に努めるとともに、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法の習得に努めること。

ケ 報告及び報告書

相談対応状況（相談件数、相談内容内訳等）については、翌日までに三重県教育委

員会担当者（以下、「県担当者」と言う。）に報告すること（報告すべき日が三重県の休日であった場合は、翌平日に報告すること）。また、SNSを活用した相談事業委託業務終了時に、実施結果（傾向及び分析を含む）をまとめた報告書を作成し提出すること。

相談内容及び実施結果をまとめた報告書は電子データとして保存し、三重県教育委員会に提供すること。報告にあたっては、相談内容が外部に漏れることのない方法で行うこと。

なお、名前や学校名等が特定できた場合は、相談対応状況とともに特定できた情報を報告すること。

また、2020年3月31日（火）の相談対応状況報告及び相談内容の電子データ提供は、同日中に行うものとする。

コ 緊急対応が必要な相談への対応

受託者は、自殺等、生命や身体の危険が推測され、緊急対応や危機介入が必要とされる場合は、県担当者に迅速に連絡すること。

(2) 調査、研究への協力

三重県教育委員会が開催するSNSを活用した相談事業にかかる会議への出席（年3回程度）、資料提供等、三重県教育委員会が実施する調査、研究に協力すること。

7 個人情報取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者または従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので、留意すること。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が（1）イまたはウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札

資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

- (1) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務のすべてを委任、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項について、受託者は三重県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 委託事業者決定の効果は、次年度予算発効時において生じるものとする。